

香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

平成19年1月15日

条例第13号

改正	平成20年3月6日	条例第5号
	平成21年5月28日	条例第4号
	平成21年11月30日	条例第9号
	平成22年3月26日	条例第4号
	平成22年11月29日	条例第6号
	平成23年11月30日	条例第3号
	平成26年11月28日	条例第3号
	平成28年2月24日	条例第1号
	平成28年2月24日	条例第2号
	平成28年2月24日	条例第3号
	平成29年2月16日	条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第3条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料の支給方法)

第3条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、1か月とする。

2 給料の支給日は、広域連合長が定める。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等によ

り給料の額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(給料の月額)

第4条 職員の給料の月額は、高松市の職員の例による。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により香川県後期高齢者医療広域連合に他の普通地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣されている職員(以下「派遣職員」という。)にあっては、その者が派遣元の職員として在職した場合に受けるべき給料の月額とする。

(管理職手当)

第5条 任命権者は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち広域連合長の定めるものについて、その特殊性に基づき管理職手当を支給することができる。

2 前項の管理職手当の月額は、給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族としての配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして広域連合長が定める職員(以下「9級職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族としての配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその級が 8 級であるもの（以下「8 級職員」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については 1 人につき 1 万円とする。

4 扶養親族としての子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 7 条 新たに職員となった者に扶養親族（9 級職員等にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、9 級職員等から 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（9 級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び 9 級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9 級職員等にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9 級職員等から 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員等以外の

職員となった日、職員に扶養親族（９級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、９級職員等以外の職員から９級職員等となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が９級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（９級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３ 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（９級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族としての配偶者、父母等及び扶養親族としての子で第１項の規定による届出に係るものがある９級職員等が９級職員等以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級職員等以外のものが9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族としての配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級職員等以外のものが8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第8条 住居手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、広域連合長の定めるところによる。ただし、職員1人に対する手当の月額は、3万200円を超えてはならない。

(通勤手当)

第9条 通勤手当の支給を受ける者の範囲、通勤手当の額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、広域連合長の定めるところによる。この場合において、交通機関の利用に係る手当の額は、当該交通機関の運賃の額に相当する額とする

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しない場合は、勤務時間条例第9条の2に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）であるとき、及び休暇によるとき、並びに香川県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の規定に基づき職務に専念する義務を免除された

ときを除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第11条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)を合計した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した合計全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務

時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

- 第12条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 前項において、「休日等」とは、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日等、毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日等が週休日に当たるときは規則で定める日、同条に規定する年末年始の休日等及びこれらの日に準ずるものとして広域連合長が定める日をいう。

（夜間勤務手当）

- 第13条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1

時間につき次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 2 5 を夜間勤務手当として支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 1 4 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、第 4 条に規定する給料の月額に 1 2 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたものから 4 分の 3 1 に 1 8 を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第 1 5 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき予算の範囲内において広域連合長が定める額を宿直手当又は日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第 1 1 条から第 1 3 条までの規定による勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 1 6 条 管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職にある職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 1 2, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 6, 0 0 0 円を超えない範囲内において規則で定める額

- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第17条 第11条から第13条までの規定は、第5条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

- 2 第6条から第8条の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が定める日（次条及び第20条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（広域連合長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

- 4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で、重大な支障が生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、法第49条の3に規定する処分があつたこ

とを知った日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は法第49条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は法第49条の2第1項に規定する職員と、前項の説明書は法第49条第1項の説明書とそれぞれみなして、法第49条の2から第51条の2までの規定を適用する。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属す

る月の広域連合長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（広域連合長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額に、広域連合長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の40を乗じて得た額の総額

- 3 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する広域連合長が定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第22条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに

給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 休職中の職員には、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第18条第1項の規定により広域連合長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、広域連合長が定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第19条中「前条第1項」とあるのは「第22条第6項」と読み替えるものとする。

(給与の口座振替)

第22条の2 給与は、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(臨時的任用の職員等の給与)

第23条 臨時的任用の職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者及び非常勤の職員の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。

(委任)

第24条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第18条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第18条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則 (平成20年3月6日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、広域連合長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日にお

る号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則 (平成21年5月28日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定については、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項若しくは第22条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄の掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定

対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.61を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前月までの期間において、在籍しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1 号給から 5 6 号給まで
2 級	1 号給から 2 4 号給まで
3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.61を乗じて得た額

3 前2項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成22年3月26日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定については、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項若しくは第22条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次

に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に職員（香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第２３条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前月までの期間において、在籍しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他連合長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して連合長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
１ 級	１ 号給から ９ ３ 号給まで
２ 級	１ 号給から ６ ４ 号給まで
３ 級	１ 号給から ４ ８ 号給まで
４ 級	１ 号給から ３ ２ 号給まで
５ 級	１ 号給から ２ ４ 号給まで
６ 級	１ 号給から １ ６ 号給まで

(2) 平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

3 前２項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が定める。

附 則（平成２３年１１月３０日条例第３号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項若しくは第22条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第23条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.43を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前月までの期間において、在籍しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1 号給から 9 3 号給まで
2 級	1 号給から 7 6 号給まで
3 級	1 号給から 6 0 号給まで
4 級	1 号給から 4 4 号給まで

5 級	1 号給から 3 6 号給まで
6 級	1 号給から 2 8 号給まで
7 級	1 号給から 1 6 号給まで
8 級	1 号給から 4 号給まで

(2) 平成 2 3 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 4 3 を乗じて得た額

3 前 2 項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日条例第 3 号）

この条例は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 2 月 2 4 日条例第 1 号）

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 2 月 2 4 日条例第 2 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 2 8 年 2 月 2 4 日条例第 3 号）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであったこの条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不

作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２９年２月１６日条例第１号）

（施行期日等）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２９年４月１日から施行する。

２ 第１条の規定による改正後の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（次項において「第１条改正後条例」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３ 第１条改正後条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

４ 平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第２条の規定による改正後の香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「第２条改正後条例」という。）第６条第１項ただし書及び第７条第３項第３号から第６号までの規定は適用せず、第２条改正後条例第６条第３項及び第７条の規定の適用については、同項中「扶養親族としての配偶者、父母等については１人につき６，５００円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下８級職員）という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については１人につき１万円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については１万１，５００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については１人につき７，５００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については１万円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については１人につき６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、

同条第1項中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、9級職員等から9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び9級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは、「

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員等から9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員等以外の職員から9級職員等となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合に

においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後条例第6条第1項ただし書及び第7条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後条例第6条第3項及び第7条の規定の適用については、同項中「扶養親族としての配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人

につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については9,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき8,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、そのうち1人については8,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、9級職員等から9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（9級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び9級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員等か

ら 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9 級職員等以外の職員から 9 級職員等となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（9 級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後
条例第6条第1項ただし書及び第7条第3項第3号から第6号までの規定は
適用せず、第2条改正後条例第6条第3項及び第7条の規定の適用につい
ては、同項中「扶養親族としての配偶者、父母等については1人につき6,5
00円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの
（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に
該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人
につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親
族としての配偶者」という。）については7,500円、同項第2号に該当
する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につ
き9,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人につい
ては1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,5
00円（職員に配偶者及び扶養親族としての子がない場合にあっては、その
うち1人については7,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（9級職
員等にあっては、扶養親族としての子に限る。）がある場合、9級職員等か
ら9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等」
とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員と
なった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合
において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第
1号中「場合（9級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等としての要件
を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項
中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族とし
ての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22
歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件
を欠くに至った場合及び9級職員等に扶養親族としての配偶者、父母等とし
ての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族として
の子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満2
2歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族として

の要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

」と、同条第2項中「扶養親族(9級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員等から9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族としての子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員等以外の職員から9級職員等となった職員に扶養親族としての配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員と

なった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族としての子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（委任）

- 7 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。